

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

H 編

電 氣 設 備

鋼船規則 H 編
鋼船規則検査要領 H 編

2008 年 第 1 回 一部改正
2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 規則 第 9 号／達 第 5 号
2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議
2007 年 12 月 25 日 理事会 承認
2008 年 2 月 14 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規則

H 編

電気設備

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 規則 第 9 号

2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2007 年 12 月 25 日 理事会 承認

2008 年 2 月 14 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

3 章 設備計画

3.3 非常電気設備

3.3.2 非常電源装置の容量及び給電時間

-2.(4)を次のように改める。

-2. 非常電源装置は、特定の負荷の始動電流と過渡特性を考慮し、少なくとも次の負荷（電気に依存するものに限る。）にそれぞれ指定された時間同時に給電できるものでなければならない。

（省略）

- (4) 次の各装置に対して 18 時間。ただし、各装置が非常時の使用に適した場所に設置された蓄電池より 18 時間独立した給電を受けられる場合を除く。
 - (a) 非常時に要求されるすべての船内通信装置
 - (b) SOLAS 条約附属書第 IV 章により要求される VHF 無線設備、MF 無線設備、インマルサット船舶地球局装置及び MF/HF 無線設備であって船舶に装備されているもの。ただし、これらの無線設備が二重に装備される場合は、非常電源装置の容量を算定する際、二重に装備された設備が同時に使用されることを考慮する必要はない。
 - (c) 安全設備規則 4 編 2.1.1 から 2.1.17, 2.1.26, 2.1.29, 2.1.31 及び 2.2.1 により要求される航海設備であって電力を必要とするもの。ただし、船籍国の国内法によって装備することが免除されるものを除く。なお、そのような設備に給電することが不合理又は不可能と認められる場合には、総トン数 5,000 トン未満の船舶に対してこの規定を適用しない。
 - (d) 火災探知装置及び火災警報装置
 - (e) 間欠使用の昼間信号灯、汽笛、手動火災警報装置及び非常時に要求されるすべての船内信号装置

附 則

1. この規則は、2008 年 1 月 1 日から施行する。

鋼船規則検査要領

H 編

電気設備

要
領

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 達 第 5 号
2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2008 年 2 月 27 日 達 第 5 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

H3 設備計画

H3.3 非常電気設備

H3.3.2 非常電源装置の容量及び給電時間

-3.を次のように改める。

-3. 規則 H 編 3.3.2-2.(4)(c)の規定において、該当するものについて次のとおり取扱うことができる。

- (1) 舵角指示器への給電時間は規則 D 編 15.2.6(2)に規定される時間まで低減する。
- (2) 安全設備規則検査要領 4 編 2.1.1-1.(2)(a)により備えるジャイロコンパス及び同 2.1.1-1.(3)(a)により備える船首方位伝達装置への給電時間は 30 分まで低減する。
- (2) 総トン数 5,000 トン未満の船舶にあっては、次による。
 - (a) 次に示す航海設備への給電は要しない。
 - i) ジャイロコンパス (~~安全設備規則検査要領 4 編 2.1.1-1.(3)(a)により備えるもの(2)に掲げるジャイロコンパスを除く。~~)
 - ii) 電子プロットング装置
 - iii) 自動物標追跡装置
 - iv) 自動衝突予防援助装置
 - v) 音響測深機
 - vi) 船速距離計
 - vii) 衛星航法装置
 - viii) 音響受信装置
 - ix) 船首方位伝達装置 ((2)に掲げる船首方位伝達装置を除く。)
 - x) 船舶自動識別装置
 - xi) 航海情報記録装置
 - (b) 航海用レーダーに対する給電時間は、3 時間まで低減する。

附 則

1. この達は、2007 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。